

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数</p> <p>「五の二〜七 略」</p> <p>「4・5 略」</p>	<p>（議決権の数の計算等）</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数</p> <p>「五の二〜七 同上」</p> <p>「4・5 同上」</p>

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 対象者又はその子会社が株式交付親会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）となるものであって、当該株式交付により株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるものい  
ずれかに該当すること

「イ・ロ 略」

四 令第十四条第一項第一号ホに掲げる事項 次に掲げるものい  
ずれかに該当すること

イ 「略」

ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第六号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

二 令第十四条第一項第一号ハに掲げる事項 次に掲げるものい  
ずれかに該当すること

「イ・ロ 同上」

三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるものい  
ずれかに該当すること

イ 「同上」

ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第五号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

- 五|| 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの
- 六|| 令第十四条第一項第一号リに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

〔イ〜ニ 略〕

- 七|| 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 八|| 令第十四条第一項第一号カに掲げる事項 当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 九|| 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項 当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十|| 令第十四条第一項第一号タに掲げる事項 当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十一|| 令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項 総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財
- 十二|| 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社 当該子会社の最近

- 四|| 令第十四条第一項第一号トに掲げる事項 減資の額が最近事業年度の末日における資本金の額の百分の十未満であるもの
- 五|| 令第十四条第一項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

〔イ〜ニ 同上〕

- 六|| 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 七|| 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 八|| 令第十四条第一項第一号カに掲げる事項 当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 九|| 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項 当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの
- 十|| 令第十四条第一項第一号ツに掲げる事項 総資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満の借財
- 十一|| 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社 当該子会社の最近

事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号へ、ト、ヌ、ル、ヲ及びレに掲げる事項に限る。）

〔2〕4 略〕

（あん分比例の方式）

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2|| 株券等の種類ごとに法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合には、株券等の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3|| 第一項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付け届出書に記載した方法により行わなければならない。

4|| 〔略〕

事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号ホ、へ、リ、ヌ、ル及びタに掲げる事項に限る。）

〔2〕4 同上〕

（あん分比例の方式）

第三十二条 〔同上〕

〔項を加える。〕

2|| 前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付け届出書に記載した方法により行わなければならない。

3|| 〔同上〕

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【届出者の氏名又は名称】 (1) \_\_\_\_\_  
 【届出者の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【公開買付要項】

[1～3 略]

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

[(1)・(2) 略]

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
	(株)	(株)	(株)
合計			

[5～11 略]

[第2～第5 略]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 略]

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

[a～f 略]

g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数を記載すること。

h [略]

i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限を記載すること。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【届出者の氏名又は名称】 (1) \_\_\_\_\_  
 【届出者の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (3) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第1【公開買付要項】

[1～3 同左]

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6)

[(1)・(2) 同左]

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
(株)	(株)	(株)

[5～11 同左]

[第2～第5 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(5) 同左]

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

[a～f 同左]

g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数を記載すること。

h [同左]

i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数の上限を記載すること。

[(7)~(12) 略]

(13) その他買付け等の条件及び方法

a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

また、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことと他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。

[b~g 略]

[(14)~(34) 略]

[(7)~(12) 同左]

(13) その他買付け等の条件及び方法

a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

[b~g 同左]

[(14)~(34) 同左]

備考 表中の [ ] の記載は、対象規定の「重複線を含む」欄記部分を除く全件に付し、重複は注記しない。